

報道関係各位

令和2年5月8日
佐倉市教育委員会 学務課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る 小・中学校の臨時休校期間について

小・中学校は、5月7日以降も引き続き休校措置をとることといたしましたが、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたこと、千葉県立高等学校につきましても同様に延長されたことなどを踏まえ、休校期間を5月31日までとすることといたしました。

なお、子どもたちの生活リズムを確認し学習習慣を振り返るため、3密を防ぎながら、学年や学級を分散した形態で、短時間日課で一時的な登校日を計画する予定です。

【本件へのお問い合わせ】

○佐倉市教育委員会学務課

TEL：043-484-6186／FAX：043-486-2501／E-mail：gakumu@city.sakura.lg.jp

この情報提供は、各社にファクス送信しました。[送付枚数 1 枚 (本票含む)]

【送信元】佐倉市役所 企画政策部 広報課 TEL：043-484-6101／FAX：043-486-8720